■第３次岬町男女共同参画プラン（案）に対する意見募集の結果について

　貴重なご意見をいただきありがとうございます。いただいたご意見と町の対応方針は、次のとおりです。

■意見募集の概要

　⑴　募集期間　　令和５年９月１日（金曜日）から９月２０日（水曜日）

　⑵　募集方法　　岬町役場（情報公開コーナー）、青少年センター、淡輪公民館、岬の歴史館、岬町ホームページで公表しました。

　⑶　意見提出者　２人（内訳　岬町住民２人、その他０人）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番　号 | ページ | ご意見 | 対応方針 |
| 1 |  | 図表番号を記載すべき。大阪府の「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」ではきちんと図表番号を記載している。 | 図表番号を記載させていただきます。 |
| 2 |  | 「第2次男女共同参画プラン」にはあった言葉の注釈がなくなっている。同様に注釈を付けるべき。 | 用語解説については、資料編で添付させていただきます。 |
| 3 | 17  20  21  22 | 下記のアンケート結果についてはグラフは回答内容の男女差ががわかるように男女別のグラフを掲載するべき。文章内には下記グラフの男女別の回答内容について触れている箇所がいくつかあるのに対して、男女別のグラフ自体がないのは不適切。  ⑦小中学校で進めてほしい男女平等の取組  ⑨女性に対する暴力や様々な悩みなどに関する相談窓口などで配慮してほしいと思うこと  ⑩今後女性がもっと増える方がよいと思う職業や役職  ⑪心とからだの健康を保つために、岬町が取り組むべきこと | 男女別のグラフ表記にします。 |
| 4 | 7,8,9 | 資料：国勢調査、資料：国勢調査(令和2年) → 資料：総務省「令和2年国勢調査」 | 以下の表記に統一します。  総務省「国勢調査」（令和2年） |
| 5 | 8 | 2種類の女性の年齢別就業率の推移のグラフを掲載されているが、比較対象は異なっていたとしても、岬町の令和2年度の同じグラフを用いているのだから、縦軸は100%で合わせるべきではないか。 | 表の縦軸を統一させます。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番　号 | ページ | ご意見 | 対応方針 |
| 6 | 9 | 男女別の雇用形態のグラフは岬町、大阪府、全国の値を比較するものである為、積み上げ棒グラフで示すべき。折れ線グラフは連続的変化を捉えるときに使用するグラフである為、不適切。 | 棒グラフに修正します。 |
| 7 | 10 | アンケートの調査の対象は20歳以上ではなく、18歳以上にすべきではなかったのか。調査期間以前の令和4年4月1日から成人年齢は18歳に引き下げられている。 | 次回計画策定時のアンケートの参考とさせて頂きます。 |
| 8 | 11 | ①性別役割分担意識についてのグラフについて、国調査はきちんと出典元を正確に記載すべき。「令和4年版 男女共同参画白書」のP136「2－16図　「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に関する意識の変化」の令和元(2019)年9月のグラフが同じと思われるが、このグラフは18歳以上を対象としている。これに対して岬町のアンケート対象の20歳以上となっており、対象年齢が異なっている。比較するのであれば、アンケートの対象年齢も合わせるべきではないか。 | 国、大阪府のデータについては、出典が分かる表記をします。また、対象の違いについても注記します。 アンケートの対象については、次回計画策定時の参考とさせていただきます |
| 9 | 12,13 | ③社会のさまざまな場における平等感のグラフについて、大阪府調査はきちんと出典元を正確に記載すべき。「男女共同参画に関する府民意識調査結果について(令和元年度)」のP17「図表 1-1 男女平等の現状認識（性別）」のグラフが同じと思われるが、このグラフは18歳以上を対象としている。これに対して岬町のアンケート対象の20歳以上となっており、対象年齢が異なっている。比較するのであれば、アンケートの対象年齢も合わせるべきではないか。 | 上記８のとおり |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番　号 | ページ | ご意見 | 対応方針 |
| 10 | 14,15 | ④職場における性別差のグラフについて、大阪府調査はきちんと出典元を正確に記載すべき。「男女共同参画に関する府民意識調査結果について(令和元年度)」のP58「図表 5-3 職場において男女格差を感じること（性別）」のグラフが同じと思われるが、このグラフは18歳以上を対象としている。これに対して岬町のアンケート対象の20歳以上となっており、対象年齢が異なっている。比較するのであれば、アンケートの対象年齢も合わせるべきではないか。 | 上記８のとおり |
| 11 | 21 | ⑩今後女性がもっと増える方がよいと思う職業や役職について、他のグラフでは割合が高いものを順にいくつか記載しているのに、3番目に割合の高い「企業の管理職」だけを記載しているのはおかしい。記載する規準は統一するべき | 割合の高い項目の記述に修正します。 |
| 12 | 22 | ⑪心とからだの健康を保つために、岬町が取り組むべきことについて、"性別でみると、男性に比べ、女性で「女性特有の病気などに配慮した女性外来の情報を提供する」の割合が高くなっています。"と記載されているが、男女別のグラフが掲載されていない。男女差がわかるようにグラフを掲載するべき。 | 男女別のグラフ表記にします。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番　号 | ページ | ご意見 | 対応方針 |
| 13 | 28～47 | 本計画は「女性活躍推進計画」「ＤＶ防止基本計画」「岬町困難女性支援計画」を包含するとされているが、基本的施策に「岬町困難女性支援計画」だけがない。P32以降の取組内容には「岬町困難女性支援計画」に関すると思われるものもあるが明確でない。どの包含する計画に関する施策かを明確にする為に、「女性活躍推進計画」「ＤＶ防止基本計画」と同様に「岬町困難女性支援計画」として基本的施策を別で設けるべき。 | 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和６年４月１日に施行されます。この法律では、国、地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有し、国の基本方針に即し、都道府県の基本計画を勘案し、市町村の基本計画を定めるように努めることが規定されています。 国の基本方針及び今後策定される大阪府基本計画を勘案し、困難女性支援の基本的な施策を構築することとなり、ご指摘の点も考慮し、現時点で「岬町困難女性支援計画」としての位置づけを行うことは、適切ではないと判断し、該当箇所の削除を行います。 なお、「岬町困難助成支援計画」については、大阪府基本計画の策定を受けて、本計画の見直しを行い、計画を位置づけてまいります。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番　号 | ページ | ご意見 | 対応方針 |
| 14 | 32～47 | きちんと数値目標(KPI)を設定すべき。各施策の内容ごとに2027年までと2032年までの目標を設定しているが、"増加"、"実施"、"充実"といった曖昧な判断基準になっている。このような曖昧な判断基準では達成状況を正確に評価することができない。施策の内容も「第2次男女共同参画プラン」とほぼ同じであり、79個中73個が全く同じ、2個が微修正、2個削除、新に追加されたのは2個だけ。全く同じ73個については目標までも同じ(第2次の「2017年までに」「2022年までに」と第3次の「2027年までに」「2032年までに」と全く同じ)。これは第2次男女共同参画プランの施策は全く目標達成できていないということを意味しているのではないのか。大阪府の「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」では具体的取組とは別にきちんと目標指標を設定しており、現状値と目標値を比較することで達成状況を明確に判断できるようにしている。施策を成果に繋げる為にも達成状況をきちんと評価できる数値目標(KPI)を設定すべき。大阪府内の他の自治体の男女共同参画に関する計画を見ても、どの自治体も数値目標を設定している。 | 本計画は、これまでの取組を継承しつつ、社会情勢の変化等による新たな課題に対応するものとして、策定を行っております。  町民アンケート調査の結果では、前回と比べて意識の変化が見られるものもあり、不十分な点もありますが、取組の成果が一定見られると考えております。  明確な数値目標を定めることは計画遂行に重要なことでありますので、国及び大阪府の計画の見直しに合わせて計画の見直しを行い、数値目標を定められるものについては、数値目標を定めてまいります。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番　号 | ページ | ご意見 | 対応方針 |
| 15 | 35 | 取組No.16の「審議会等への女性の参画の割合を 40%以上にすることをめざすとともに、女性のいない審議会等をなくします。」の2032年までの目標が"女性の参画率30％以上"となっている。「第2次男女共同参画プラン」では2022年までの目標が40%以上となっている為、目標数値が下がっている。40%以上を目指す取組なのだから、目標も40%以上にすべきではないか。 | 目標数値をあわせるよう修正します。 |
| 16 | 32～47 | ⒃P32～P47：「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」で具体的取組が示されている下記についても施策が必要ではないか。 |  |
| ・長時間労働の是正 | Ｐ41「４ワーク・ライフ・バランスの推進（女性活躍推進計画）⑽仕事とその他の生活の調和の実現のための職場環境の整備」で明確にします。 |
| ・ストーカー行為への対策 | Ｐ50「７パートナー間のあらゆる暴力の根絶（ＤＶ防止基本計画）⒆暴力を許さない機運の醸成⒇セクシュアル・ハラスメント等の女性に対する暴力防止と被害者支援の強化」で明確にします。 |
| ・女性特有の疾患に関する健康支援 | Ｐ53「８生涯を通じた男女の健康づくり支援(22)生涯を通じた男女の健康づくりの支援」で明確にします。 |
| ・メンタルヘルス対策 |
| 17 | 46 | 第2次男女共同参画プラン」にあったNo.67「課題解決に関わる部署や関係機関が連携して、ＤＶ被害者が自立して生活できるよう、関連制度の活用を通した生活基盤を整えるための支援、就業機会や住宅・生活費の確保、子どもの就学等についての支援に努めます。」という施策がなくなっている。2022年までに充実させるという目標は達成されていないと思うが、この施策は残すべきではないか。 | ご指摘の点を考慮し、「(21)ＤＶに対する取組の充実」に引き続き位置づけを行います。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番　号 | ページ | ご意見 | 対応方針 |
| 18 | 55 | 既に令和2年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が策定されている為、下記の文言修正をすべき。  「５ 国・大阪府・他市町村との連携」  "国においては平成27年12月の「第４次男女共同参画基本計画」の策定など様々な施策が展開され・・・"  →"国においては令和2年12月の「第5次男女共同参画基本計画」の策定など様々な施策が展開され・・・"  "また、大阪府では、「おおさか男女共同参画プラン」が翌年に策定され、・・・"  →"また、大阪府では、「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」が翌年に策定され、・・・" | 現行計画にあった内容に修正いたします。 |
| 19 | 10 | ②「調査対象」については、「18歳選挙権」が導入されていることや、若い世代の意識を反映させることを考え、対象を18歳以上にするべきであったと考える。 | 上記７のとおり |
| 20 | 10 | ⑤「回収結果」については、アンケート結果をより詳細に分析できるよう、有効回答数（440人）の属性（居住地域・性別・年代など）を明らかにするべきである。 | アンケート結果については、別途調査結果報告書で公表します。 |
| 21 | 10 | アンケート結果をより理解しやすくするために、アンケートそのものを資料として添付してはどうか。 | 上記20のとおり |
| 22 | 11～23 | ①～⑫について、「第２次岬町男女共同参画プラン」策定時に取り組んだアンケート結果との比較ができるようにすれば、意識の変化がより理解しやすいのではないかと考える。前回と比較可能な設問については、変化が分かるように（変化していないものがあればそれも分かるように）記載してはどうか。 | 前回と比較可能な結果については掲載します。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番　号 | ページ | ご意見 | 対応方針 |
| 23 | 15 | ⑤「ワーク・ライフ・バランスの現実と希望について」の回答の評価に、「②現実（現状）としては」で「「仕事を優先したい（している）」の割合が高いと記述しているが、最も割合が高いのは「家庭生活を優先したい（している）」ではないか。また、「①希望としては」で「家庭生活」と「地域・個人の生活」をもとに優先したい（している）」の割合が高くなっているとあるが、①の回答で最も多いのは「家庭生活を優先したい（している）」ではないのか。 | 現実と希望の差が大きいものを明確にするための記述としていますが、表現について間違いが生じないよう修正を行います。 |
| 24 | 21 | ⑩「今後女性がもっと増える方がよいと思う職業や役職」についての回答の評価に「企業の管理職」を取り上げているが、「国会議員、地方議会議員」が最も高く、次いで「閣僚（国務大臣）、都道府県・市（区）町村の首長」、「企業の管理職」は第３位となっている。なぜ、「企業の管理職」のみを取り上げて記述するのか、疑問に関じる。何か理由があるのなら、それも載せておくべきではないか。客観的な「評価」を記述するなら、高い順にから列記するべきではないか。 | 上記11のとおり |
| 25 | 24 | 「‥残っているとされています」という表現は、「他人ごと」のように感じる。「‥残っています」「‥残っていると言えます」など、主体的に課題を受け止めた表現にするべきではないか。 | 町民アンケートの結果も考慮し、主体的な表現に修正します。 |
| 26 | 27 | 「Ⅶ」は、視点が「ＤＶ」に特化されているが、前回はハラスメントなどにも言及している。現代的課題である「ハラスメント」についての記述も加えるべきではないか。 | ご指摘の点を考慮し、ハラスメントの記述を追記します。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番　号 | ページ | ご意見 | 対応方針 |
| 27 |  | 「第２次プラン」のＰ34～51の本文と比較して、「第３次案」の記述内容がアンケート中心にとどまっており、前計画で掲げた「精神」（目指すべき目標）がどう前進させられたのか（もしくは進められなかったのか）を記述するべきではないか。 | 「３計画策定にあたってに課題」の中で、アンケート調査から得られる現状と今後の取り組むべき課題を整理しております。  ご指摘の点については、次回計画策定の参考とさせていただきます。 |
| 28 |  | アンケート結果から意識面の前向きな変化などもあれば、記載してはどうか（比較できる結果が限られるが、例えば「子どもの育ち方についての考え方」には前向きな変化が表れている）。 | 上記22のとおり |
| 29 | 29 | 「ジェンダー平等」を大きく掲げた点は、現代的課題をとらえた前向きな姿勢として評価できると考える。「ジェンダー平等」社会の実現のためにも、「あらゆるハラスメントの根絶」も位置付けるべきではないか。 | ハラスメントに対する基本的施策については、Ｐ30「⑺パートナー間のあらゆる暴力の根絶（ＤＶ防止基本計画）」の中に位置付けております。ハラスメントについては、あらゆる分野の中での対応が求められるものであり、次回計画策定の参考とさせていただきます。 |
| 30 | 29～30 | 各項目の本文記述に、国際的到達などを加え、より内容を充実させるとともに、目指すべき方向性を示すべきではないかと考える。 | いただいたご意見につきましては、次回の計画策定の参考とさせていただきます。 |
| 31 | 32～47 | 各取り組みの目標設定をより具体的に（可能であるものは数値化）する方が良いのではないか。 | 上記14のとおり |
| 32 | 「施策の内容」が全体として抽象的なので、具体的に取り組むのかを記述できるものは書き加える方が良いのではないか。 | 本計画は、これまでの取組を継承しつつ、社会情勢の変化等による新たな課題に対応するものとして、策定を行っております。  いただいたご意見につきましては、次回計画策定の参考とさせていただきます。 |
| 33 | 32 | ⑵として「性的マイノリティについての理解促進」を掲げたことは適切で、前向きに評価できると考える。 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番　号 | ページ | ご意見 | 対応方針 |
| 34 |  | 2022年に成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援法）」を受けた具体化も盛り込むべきものではないか（例えはＰ34「⑸相談の充実」の項目に加えるなど） | 上記13のとおり |
| 35 | 48～49 | 推進状況を点検する具体的な計画を設けるべきと考える（○年ごとに進捗状況を確認、見直すなど）。 | ご指摘の点を考慮し、「第5章　推進体制」に「計画の進行管理と評価」を追記します。 |